平成２７年（フ）第１７１号
大分市ひばりヶ丘２丁目８番９号　コーポヒラヤマⅡ102
債務者　眞田美貴夫
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４８号
富山県滑川市上小泉3127番地６
債務者　松田奈津紀
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月12日まで
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５３号
富山市町村100番地６
債務者　柳瀬　　健
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月12日まで
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６３号
富山市婦中町砂子田285番地１
債務者　吉野　史哲
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月12日まで
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第９０号
和歌山県岩出市荊本220番地　Ａ―1305号
債務者　小清水将博
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２１５８号
愛知県瀬戸市上之山町１丁目15番地の１　ライフニューセフィーロ103
債務者　上田　邦公
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４７１号
愛知県津島市愛宕町７丁目88番地１　サンウィングＡ棟101号、従前の住所愛知県津島市愛宕町９丁目10番地４
債務者　大原喜美子
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４８２号
名古屋市守山区元郷２丁目708番地　ハイライズ大森403号
債務者　平松　義文
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４９９号
名古屋市港区稲永２丁目４番５―706号　港南荘
債務者　本田二三夫
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５１９号
愛知県知多市大草字西畑50番地の１　ルーセント舞子102、従前の住所愛知県知多市新知字門田60番地の１　ユーハウス朝倉２Ｄ
債務者　伊藤　聡司
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５４４号
名古屋市西区大金町１―61　キムラマンション庄内通４階４Ｂ号室、住民票上の住所名古屋市東区東桜２丁目９番４号　サンパーク高岳駅前904号
債務者　深津　誠司
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５７５号
名古屋市北区名城３丁目３番５―505　市営城北荘
債務者　室谷しげ子
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５８４号
愛知県春日井市如意申町７丁目13番地４
債務者　中村　純也
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５９６号
愛知県春日井市長塚町１丁目35番地１　クレメントウェスト202号、従前の住所愛知県犬山市大字羽黒字西向畑９番地64　ナビタウン犬山711
債務者　佐々木一成
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６５５号
名古屋市南区豊田４丁目５番53号
債務者　中井　広幸
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０１号
青森県むつ市小川町２丁目21番24号
債務者　前田　浩三
1　決定年月日時　平成27年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
青森地方裁判所民事部破産係